

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱（平成9年北九州市告示第74号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付に関し必要な事項を次のように定める。

(修理基準及び修景基準)

第2条 要綱第4条第1項に定める修理基準及び修景基準は別表第1のとおりとする。

2 要綱第4条第2項及び第3項に定める外観の範囲は別表第2のとおりとする。

(工事期間)

第3条 一つの補助金交付対象工事は単年度で完了するものとする。なお、一つの補助金交付対象工事とは、補助金交付申請書（様式第1号）の提出から完了実績報告書（様式第4号）の提出までをいう。

(対象外工事)

第4条 通常の管理行為及び軽易な行為は、補助金の交付対象から除く。

(補助金の交付申請について)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第3に定める図書のうち当該行為に関連する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請者は、前項の申請を行う場合において、補助対象建築物について権利を有する者があるときは、原則としてその全ての者から補助事業の実施について、別に定める補助金交付申請同意書により、同意を得なければならない。

3 補助金交付申請者は、権利を有する他の全ての者の同意を得ることが困難なときは、別に定める紛争等が生じた場合の誓約書の提出をもって代えることができる。この場合、補助金交付申請同意書を省略することができる。

4 要綱第5条の条件を満たす者のうち、権限に基づく占有者が補助金の交付を受けようとする場合にあっては、当該建造物の所有者の同意を得なければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金の交付を決定するにあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 要綱を遵守すること。

(2) 補助金交付の対象となる建造物等を交付目的に沿って、適正に管理すること。

(3) 補助金交付の対象となる建造物等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供する場合は、市長の承認を受けること。

(4) 工事の内容、計画の変更等（軽微な変更は除く）が生じる場合は、市長の承認を受けること。

(5) 竣工後は、完了実績報告書を提出するとともに、市職員による現地確認を受けること。

(補助金の変更申請)

第7条 要綱第10条の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定後、その工事内容、計画の変更等（軽微な変更は除く）が生じる場合は、第5条に掲げる書類を添えて、速やかに変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、事業内容の変更により、補助金の額に変更を生じないものとし、その場合は、速やかに軽微な変更届を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当かどうかを決定し、その旨を補助金交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金交付決定者は、修理または修景が完了したときは、完了実績報告書(様式第4号)に、別表第3に定める図書のうち当該行為に関連する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助金交付決定者は、要綱第12条の通知を受け、補助金の交付を請求するときは、別に定める補助金交付請求書に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 補助金交付決定者は、補助金の概算払を受けることができる。この場合、別に定める概算払請求申請書に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金交付決定者が、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 要綱第5条に規定する補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。

(4) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 市長は、修理又は修理に要する経費を支払う事業者(以下「施工業者等」という。)が、暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定は、要綱第12条に規定する補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助金交付決定者は、事情により補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに別に定める補助金交付申請取下げ届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第3項及び4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(事務の代行)

第13条 補助金交付申請者は、第5条、第7条又は第8条に規定する申請等の手続を、第三者に代行させることができる。

2 前項の手続を代行させる場合、補助金交付申請者は別に定める申請等事務代行届を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、第11条及び第12条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、別に定める補助金返還命令書により、補助金

の返還を命ずるものとする。

- 2 補助金交付決定者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載する期日までに当該補助金を返納しなければならない。

(照会並びに検査等の実施)

第15条 市長は、補助金の交付に必要な範囲において、関係機関への照会並びに補助対象事業の検査等を実施することができる。

- 2 市長は、前項の照会並びに検査等を行った結果、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。この場合において、補助金交付決定者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

- 3 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、第11条第4項の規定を準用し、その旨を補助金交付決定者に通知するものとする。

(書類の整理)

第16条 補助金交付決定者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後10年間保存しなければならない。

(様式)

第17条 この要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要綱	名称	別記様式
第9条	補助金交付申請書	様式第1号
第10条	補助金交付決定通知書	様式第2号
第10条	補助金交付不承認通知書	様式第3号
第11条	完了実績報告書	様式第4号
第12条	確定通知書	様式第5号

- 2 この要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要領	名称	別記様式
第7条第1項	補助金変更申請書	様式第6号
第7条第2項	軽微な変更届	様式第7号
第7条第3項	補助金交付変更通知書	様式第8号
第9条第1項	交付請求書	様式第9号
第10条	概算払請求申請書	様式第10号
第11条第4項	交付決定取消通知書	様式第11号
第12条	交付申請取下げ届	様式第12号
第14条第1項	補助金返還命令書	様式第13号
第5条第2項	補助金交付申請同意書	様式第14号
第5条第3項	紛争等が生じた場合の誓約書	様式第15号

(その他)

第18条 この要領に定めのないものは北九州市補助金等交付等規則（昭和41年北九州市規則第27号）に準じ、その都度都市戦略局長が定めるものとする。

付則

この要領は、令和5年9月26日から実施する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1 要綱第4条第1項に規定する修理基準及び修景基準

基準名称		修理基準	修景基準
対象物件		まちなみ保存建造物等	まちなみ保存建造物等以外
対象区域		木屋瀬地区内の全区域	木屋瀬地区長崎街道及び祇園町通り区域
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	配置	原則として外観を現状維持し、又は旧状に復元修理する。内部空間についても道路から見える範囲については復元に努め、又は外観に調和するように修景する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については長崎街道及び祇園町通り区域の修景基準（以下単に「修景基準」という。）によるものとする。	原則として建物の主要な壁面は、まちなみ壁面線（道路境界から50センチメートル前後）を維持して建てる。ただし、付属屋はこの限りでない。建物が面していないまちなみ壁面線には、門及び塀を設ける。
	階数	原則として外観を現状維持し、又は旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については、修景基準によるものとする。	原則として、表構えは木造とし、階数は2階建（最高高さ10メートル）以下とする。
	意匠		表構えを周囲の状況に合わせて、妻入り又は平入りとする。1階の表構えに下屋又は庇を設ける。
	屋根	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については、修景基準によるものとする。	周囲のまちなみに合わせ、切妻造り又は入母屋造りとする。屋根は勾配屋根とし、勾配は周囲の歴史的建造物の勾配に合わせる。屋根葺き材は、銀黒色の棧瓦葺きを基本とする。棟高さ、軒高、下屋高さは、周囲の状況に合わせる。
	軒	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については、修景基準によるものとする。また、1階開口部については、現在の要求に応じて、修景基準によることもできる。	建物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏及び傍軒は、漆喰塗箆め、化粧板張り（せがい造り）、化粧垂木野地板露し等伝統的様式にならう。
	庇		建物本体と調和する庇の出、勾配とする。銀黒色の棧瓦葺きを基本とする。軒裏は、化粧化粧板張り又は化粧垂木野地板露しとする。
	外壁		大壁造りの白漆喰塗り又は鼠漆喰塗り、さらさら下見板張り又は縦板張り等とする。船板壁が張られていた所は原形を尊重する。妻壁は、漆喰塗り又は下見板張りとする。
	腰壁		通りに面する1階外壁は、真壁とすることができる。腰壁を張る場合は、下見板張り、縦板張り等本体に調和するものとする。
	開口部1階		建具は、主屋柱筋、庇柱筋に木製ガラス戸引違いとする。木製格子を付けることができる。また、枠付き格子戸ははめ込みとすることができる。出入口は、木製ガラス戸引違いを基本とする。ガラスははめ込み木製窓とすることができる。アルミサッシをやむを得ず使用する場合は、色付き（濃茶系）サッシを使用する。ショーウィンドウは、まちなみの賑わいに貢献し、伝統的雰囲気にも潤いを与えるようにデザインする。店舗等開放部分でもやむを得ない場合は、可能な限り木製ガラス戸引違い等に近いものとする。シャッターを設ける場合は、シャッターボックスは外部に露出しないよう工夫し、外壁及び他の開口部に調和する塗装を施す。
	開口部2階		設置箇所は、外壁のバランスを考慮して、連続窓、独立窓等伝統的様式にならう。木製障子戸、木製ガラス引違い又は引き込み戸とする。鋼製又は木製格子、手すり、小庇、鉄扉を付けることもできる。アルミサッシをやむを得ず使用する場合は、色付き（濃茶系）サッシを使用する。雨戸を付ける場合は、開き戸、外壁内に納める等により外観の伝統的様式を損なわないものとする。
	戸袋		外壁と同様の配慮をするものとする。
	基礎		伝統様式の石積み又はこれに類する意匠とする。
	色彩		外部の新設の木部は、木地に古色仕上げとし、自然な色合いとする。腰壁等についても、なるべく自然素材の色使いとする。
	樋	修景基準によるものとする。	黒又は濃い茶色仕上げとし、銅製とすることもできる。
	土間(外部)		たたき、石敷き、豆砂利洗い出し、隅入りモルタル等歴史的風致に調和するものとする。モルタル塗りの場合は、化粧目地等の工夫をすることとする。
	塀垣	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については、修景基準によるものとする。	まちなみ壁面線を維持することとする。屋根付板張り壁、腰石張り漆喰壁等木屋瀬の伝統的手法に類するものとする。高さは1.5～1.8メートル程度とする。屋根のつかない豆砂利洗い出し塀、レンガ塀等も、歴史を感じさせる意匠によればよい。また、街道に面する部分に生け垣は使用しない。ただし、小路側については板塀又は生け垣とすることもできる。
門		腕木門又はこれに類するものとする。門扉は、原則として板戸、木格子等の伝統的意匠によるものとする。	
植栽外構	原則として、現状維持に努める。	屋敷内植栽及び大きな樹木は、大切に守り育てよう努める。	
建築設備	道路等公共の場所から見えないように配置する。	空調室外機は、原則として道路から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、看板、格子等で目隠しの工夫をする。ガスボンベ、給湯器等も目隠しする。	
車庫駐車場	原則として、車の出入りは裏通りからとし、用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合には、車庫に供する部分を主屋間口の2分の1以内とする。また、建具等は、伝統的様式に調和した格子戸等とする。		
環境物件	石造物・樹木・庭園・石垣・石段・井戸などのまちなみを構成する環境物件は、原則として現状維持、若しくは、周囲のまちなみ景観に調和したものとする。		
屋外広告物に関する事項	当該歴史的建造物と調和したものとする。	歴史的風致に調和した広告物とする。具体的な内容については、別途、住民が定める協定等によるものとし、大きさ、意匠、取り付け位置等まちなみにふさわしい秩序を保つものとする。	

別表第2 道路・公園等の公共の場所から通常見える外観の範囲

部位等	範囲	修理	修景
屋根	全て	下地の補修を含む	下地を含む
軒・庇	通りに面する部分	下地の補修を含む	下地を含む
外壁・腰壁	通りに面する部分とそれにつながる外壁 1.8m 程度	下地の補修を含む	下地を含む
開口部	通りに面する部分		
戸袋	通りに面する部分		
色彩	通りに面する部分とそれにつながる外壁 1.8m 程度		
樋	通りに面する部分とそれにつながる外壁 1.8m 程度		
土間	通りに面する部分	玄関の開放時に見える母屋の内部土間を含む	
建築設備	通りに面する部分の目隠しの工夫		
塀・垣	通りに面して設置されているものの通り側	下地の補修を含む	下地を含む
門	通りに面して設置されているもの	下地の補修を含む	

※修理工事において、その部分の保全上必要な場合の構造耐力上主要な部分に係る工事費は、防虫処理等
 含む補助金交付対象とする。

※修理工事の場合のみ、基礎部分において、通りに面する部分とそれにつながる外壁 1.8m 程度及び構造耐
 力上主要な部分を補助金交付対象とする。

※塀・垣及び門を除く外構と植栽については、いずれも補助金交付対象外とする。

別表第3

	第5条に定める図書	第8条に定める図書
1	現状写真	完成写真（現状写真と同位置で撮影したもの） ※完成後明視できない部分は着工前写真を含む
2	付近見取図（位置図 1/1000 程度）	着手前、施工中、完了後の状況がわかる写真
3	配置図	施工業者等の発行する領収書等の写し ※要綱第6条第2項第3号の場合、市内にある支店、営 業所等への振り込みが確認できるもの
4	各面の立面図	施工業者等との契約書や注文書の写し
5	外構計画図	収支明細書
6	工事費積算書・見積書（写し）	
7	納税証明書 （申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたもの）の写し	
8	登記事項証明書等（土地・建物）	
適宜	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	
適宜	権利関係者の同意書	
適宜	誓約書	
適宜	工事仕様書	
適宜	カタログ、見本等	
適宜	その他市長が必要と認める書類	その他市長が必要と認める書類